

## 9. 費目と会計

(1) 費目一覧 原則として「研究・実践活動の推進」に必要な費用は、経費に計上できます

費目	内容	備考
I. 謝金	・「当該委員会」メンバー以外の、研究協力者（「協力者」と呼ぶ）に対する謝金	・謝金の対象者は、当該委員会に対する「協力者」、「補助者」をいう。 ・当該委員会メンバーへの謝金支給は、 <u>対象外</u> とする。
	・研究・活動 <u>補助者</u> （*2）謝金	・1人当たり 1日6,000円以内かつ 1ヶ月 75,000円以内。
II. 会議費	・研究・実践活動推進に必要な費用（会場費、茶菓子、弁当代、手土産代、情報収集のための研究会・学会等の参加費） ・ <u>交流飲食代</u>	・ <u>交流飲食代</u> とは、フィールド調査等における調査対象者等との交流費用をさす。（本費目の上限は、助成金額の10%を目安とする）
III. 資料・印刷・複写費	・図書・文献等の資料費 ・調査票・集計表等の印刷及び複写費	
IV. 交通費	・片道 100km未満の日常的な移動のための運賃、研究用車両の燃料費	
V. 出張旅費	・研究・実践活動推進に必要な費用（調査、会議、情報収集のための研究会・学会等参加のための旅費） (片道 100kmを超える出張に伴う旅費)	・運賃は実費 ・宿泊標準額1泊 国内：10,000円 海外：実費精算（上限を国内ビジネス・ホテル程度とする） ・日当は発着日を含み 1日2,000円（「当該委員会」メンバーのみに支給する。）
国内出張旅費	・運賃、現地交通費、宿泊費、日当、雑費	
海外出張旅費	・渡航費、現地交通費、宿泊費、日当、雑費 (必ず「旅行傷害保険」（その他雑費に該当）に加入のこと。)	
VI. 機器・備品費・損料	・機械（装置）、器具、備品、コンピューター・ソフト等の購入費 ・設備、機械、器具、備品、車両、コンピューター等の借料・損料	・汎用性があり、長い耐用年数のある目的外使用が十分考えられる機器類やソフトの購入費は、原則認めない。 (例：パソコン・カメラ・集計ソフト等) ・ソフト名を明記のこと。 ・本費目の上限は、助成金額の30%以内とする。
VII. 雜費	・上記費目に該当しないもの	・経理を委託する場合の管理費は、認めない。
通信・運搬費	・切手、小包、宅配、資料運送、電話などの通信費・運搬費	・ハードディスク・SDカード・USBの記録媒体等は消耗品費として計上可。
消耗品費	・文具、分析・測定のための消耗品費	
その他雑費	・上記費目に該当しないもの ・フィールド調査等の傷害保険料、翻訳料・速記料、調査対象者謝礼、DPE料	

\*住総研以外での「成果発表」等に関する諸費用は認めない。（但し、住総研で発表する場合は、別途、  
当財団が支払う。）

\*レシートや領収書が発行されない場合は、それに代わる明細を保管すること。

## 謝金・出張旅費 早見表 (参考)

○ : 利用可能

費目	「当該委員会 メンバー」	研究・活動 「協力者」 (*1)	研究・活動 「補助者」 (*2)
謝金	×	○	○
出張日当	○	×	×
渡航費・交通費・運賃 (国内・海外)	○	○	○
宿泊費	○	○	○
雑費	○	○	○